

11-8. ボランティア輸送の検討

1) ボランティア輸送「高齢者お出かけサポート支援事業」

本年度に実施された各自治会への事業説明会を踏まえて、今後の取り組みや導入検討を行うことができる自治会を募集して、運行ルールや運行方法などを検証する「実証実験」の導入を図ることとなった。

①主な導入方針

- ・地域への本事業の導入に際して、実証実験を通じて諸課題などの抽出を図り改善を図る
- ・初期導入される車両は、1台で検討し複数の地域がシェアリング（共有）して運用する。
- ・本事業の導入には、行政および地域（主に自治会）が連携し、運行にともなって発生する車両や燃料費および維持費などは行政負担で行う。
- ・白ナンバーで運行されることから、法令に基づく規制やルールなどを遵守して導入する。

許可・登録の手続きが不要な運送（無償：互助活動、運賃収受は不可）

区分		許認可	ナンバー	協議会
地域	地域ボランティアによる送迎バス	該当なし	白	運行者との合意が必要

※本編の第6章5「事業モデル 無償ボランティア輸送の導入を検討」を参照

- ・本年度に実施された「自治会への事業説明会」であげられた次の主な課題については、引き続き課題解決に向けて取り組む。

②主な課題

- ・ボランティア輸送の確保（地域によって高齢者も農業に従事しており担い手不足）
- ・地域で運行管理を実施する人材がない（受付や手配などの事務的な業務）
- ・毎週または一定期間を継続して運行できる体制づくりへの不安
- ・1台の車両をシェアリングして利用できる「シェア可能な自治会（または地域単位）」の共用できる活用範囲 など

③引き続き検討を要すること

- ・無償ボランティアドライバーが前提であることから、担い手が集まらない。
- ・法令を遵守しつつ「無償ボランティアドライバー」への可能な手当ができないか。
- ・ボランティアポイントの導入で「インセンティブを付与」し、地域住民のボランティア参加を活性化できないか。
- ・安全対策（講習や保険）や事故やトラブルなどが発生しないよう運行ルールを定めつつ、事故発生時などの対応マニュアルなどの作成を行う。 など

④主な導入ポイント（骨子案）

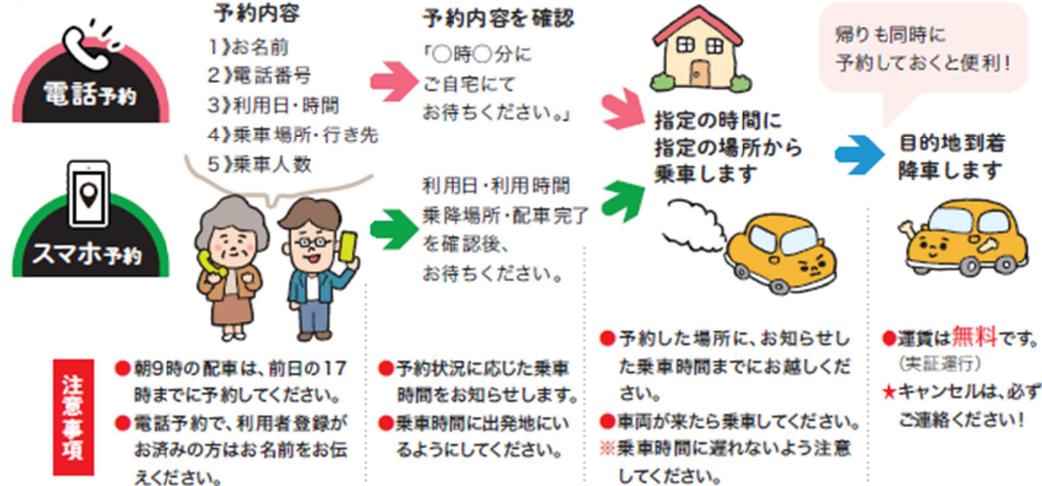
【前提条件】

- ・ 利用者の負担はなし、町内のボランティアドライバーが運行を行う。
- ・ 市町村の所有する車両を使用し、運行時の責任は町が負う。

(1) 初期導入の概要

- ・ 車両タイプ： 乗車車タイプ（5人乗り） 6ヶ月間レンタル
- ・ バス停設置： ドアツードアなので不要
- ・ 運行方式： 地域ボランティアなど
- ・ 運行期間： 5カ月（週6日運行）
- ・ 運行時間帯： 9:00～18:00（9時間）
- ・ 勤務形態： ボランティア輸送登録者（保険適用対象者）
- ・ 勤務期間： 6ヶ月間（運行準備・研修含）
- ・ 必要な人材： 無償ボランティアドライバー（普通免許1種保持者）
予約や問い合わせなどを受ける窓口業務の担当者

利用方法



(2) 初期導入の費用

- ・ 費用の算出については別途定めることとし、主に発生する費用については次の通り

費目	主な内容
車両の確保	実証実験の期間中はレンタカーを活用（レンタル費用）
各種の保険加入	自動車保険やボラティア保険など必要な保険への加入
広報ツール	広報は主に自治会を通じて実施し「利用案内」などを作成
燃料や整備費	運行によって発生する燃料費および車両整備などの費用
安全講習	安全に運行される参加ドライバーには安全講習の受講を義務化
その他	実証実験を実施するあたって必要な費用など

令和 4 年度 八重瀬町高齢者おでかけ支援事業（仮）

■ 実施の背景

町内には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、これらの地域の解消が課題となっています。また、高齢化や社会情勢の変化、地球環境負荷の軽減など町民の移動に対するニーズは多岐にわたっています。

■ 実施の経緯

令和 2 年度より新たな公共交通の導入に向けた基礎調査や検討を重ねてきましたが、限られた予算内で公平性(民間事業者との競争)・費用対効果などの課題により、町内全域をカバーする交通サービスの導入に関しては難しい状況であります。

そのため、当初から新たなインフラを整備するのではなく、町内に存在する輸送手段の有効活用と各地域における助け合いの移動手段の支援策の検討を行ってまいりました。

■ 取組内容

①徳洲会病院送迎バス活用モデル事業(実施中)

⇒徳洲会病院の送迎バスの空席を活用して、通院以外でも障害手帳をお持ちの方や 65 歳以上の方であれば福祉課発行の乗車証をお持ちの方はあらかじめ定められた駐車場で降車ができます。

②(仮)住民ボランティア輸送事業(新規)

⇒町が用意した車両(保険・ガソリン付)を使用して、地域のボランティアドライバーが公共交通を利用することが難しい高齢者等の外出・移動支援を行います。

■ 事業の目的

生活必需品の買い物や、役場・金融機関での手続きなど『ちょっとしたお出かけ』に利用していただくことを目的としており、地域の移動を確保するだけでなく、町民同士のつながりや地域の活性化も目指します。

■ 事業の効果

- 1.交通不便地位の解消⇒官民協働のまちづくりによる住民サービスの向上
- 2.高齢者の外出支援⇒積極的な社会参加・生きがいづくり
- 3.カープール(相乗り)⇒地球環境負荷の軽減



3) 高齢者お出かけサポート支援事業の説明資料（区長へ配布）

令和 4 年度
八重瀬町お出かけサポート事業

**買い物も、病院も、
『地域で乗合い』で。**

外出に不便を感じている町内にお住いのみなさまへ

地域で支え合う 新しい外出支援サービスで お出かけしませんか??

🔍 八重瀬町お出かけサポート事業とは

町内での**お買い物**や**用事**など『**ちょっとしたお出かけ**』に
利用できる地域で支える**新しい取組み**です。

お問合せ 八重瀬町企画財政課 企画統計班 ☎098-998-2668

詳しく内容

☑ 全体のイメージ像



- 👉 **経費は町が負担します(燃料費・保険料など)**
 - ・車両はレンタカーを予定しており、**車種については自治会のみなさまと検討してまいります。**
- 👉 **ドライバーは登録制とし研修制度をご用意します**
 - ・独立行政法人自動車事故対策機構が実施する**適正診断**
(所要時間約2時間)
- 👉 **複数の自治会と共同で取組むことを予定しています**
 - ・日常生活に必要な、『**ちょっとしたお出かけ**』を通じて**地域間での交流や町民同士のつながり**のきっかけづくりを目指します。

☑ 導入に向けたステップ

STEP 1 取組を始める前の下準備

- 社会福祉協議会や自治会への相談・協力体制の構築
- 対象自治会の募集・説明
- 運行計画のたたき台の作成

STEP 2 実施に向けて

- 対象自治会の決定
- 運行計画の決定(運行日・ルート・運転手の選定)
- 登録ドライバーさんへの安全講習の実施
- ボランティア保険への加入
- ドライバーの確保及び利用促進にむけた広報活動の実施

STEP 3 試験運行の開始

- 安全性を確認のうえ運行計画に沿って試験運行を行う
- 利用者への聞き取り調査・アンケート調査等の実施
- ドライバーの確保及び利用促進にむけた広報活動の実施

STEP 4 本格運行に向けて

- 定期的に協議を重ね、需要と供給のバランスを踏まえた制度設計を図る
- ドライバーの確保及び利用促進にむけた広報活動の実施

☑ 3自治会でのシュミレーション

🔍 具志頭・長毛・港川の3自治会での運用案

- 👉 **運行は週2回の輪番制で!**
- 👉 **車両は 南の駅 or 公民館で保管!**
- 👉 **顔なじみで楽しくお買い物へ!**

【南の駅(大井)までの距離
長毛公民館 約2.2km
港川公民館 約2.5km
具志頭の距離 約0.5km】

■ (案)運行の輪番制の

	月	火	水	木	金	土	日
午 前 9:00	長毛	港川	具志頭	-	長毛	港川	具志頭
午 後 13:00							

(例) 具志頭地区が担当で役場と買い物に行く場合

時刻	行動	場所
08:45	事前確認	具志頭公民館 (車両の保管場所)
09:00	出発	具志頭公民館
09:10	送迎	長毛公民館
09:20		泉登長毛団地
09:30		港川公民館
09:45	役場で手続き	八重瀬町役場 到着
10:20		八重瀬町役場 出発
10:30	買い物	サンエー 到着
11:20		サンエー 出発
11:30	送迎	港川公民館
11:40		泉登長毛団地
11:50		港川公民館
12:00	到着	具志頭公民館 (車両の保管場所)

八重瀬町

- ✓ 本事業の連絡調整に関すること
- ✓ 車両運行に係る諸経費の負担
- ✓ ボランティアドライバーの名簿
- ✓ 安全講習会の開催
- ✓ ボランティア保険等の加入

自治会

- ✓ ボランティアドライバーの提供
- ✓ 安全講習会の受講
- ✓ 利用者との連絡調整
- ✓ 運行日の利用者名簿の作成
- ✓ 車両の保管場所の協力